

市道自営工事等承認基準

令和6年4月1日適用
令和6年5月15日一部改正

(目的)

第1 道路法第24条の規定により、道路管理者以外の者が行う市道に関する工事又は市道の維持(以下「自営工事等」という。)を承認する場合の基準を定める。

(承認の原則)

第2 自営工事等の承認の原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 道路の従前の機能を損なわない構造であること。
- (2) 都市計画その他道路周辺の土地利用計画、景観に関する市の規定及び住民協定等との調整がされ、道路の改良計画がある場合は、その改良計画と整合が取れるものであること。
- (3) 道路の構造を保全し、及び交通の安全かつ円滑な交通の確保ができるものであること。

2 前項の自営工事として承認できる工事を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) のり敷の盛土又は切り土工事
- (2) 側溝設置工事
- (3) 出入口設置工事
- (4) 取付道路工事
- (5) 道路照明設置工事
- (6) 道路上の植樹及び移植工事
- (7) 防護柵の撤去工事
- (8) その他道路の新設、改築又は修繕に関する工事

(道路の構造)

第3 自営工事等を行う場合の道路の構造は、道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)及び駒ヶ根市市道の構造の技術的基準等に関する条例(平成25年条例第12号)による。

(出入口設置工事)

第4 沿道の家屋、事業所等から車道へ接続する出入口(以下「出入口」という。)の設置工事を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出入口は、次に定める区分とする。
 - ア 歩行者等出入口(歩行者及び自転車が出入するもの)
 - イ 乗用、小型貨物自動車等出入口
 - ウ 普通貨物自動車等出入口
 - エ 大型及び中型貨物自動車等出入口
- (2) 出入口は、原則として次に掲げる箇所には設けることができない。ただし、一般住宅等で、その所有者の自家用車が出入りに専用する通路、自家用車の出入りの回数が少ない場合その他道路管理者が交通安全上特に支障がないと認めた場合はこの限りではない。

ア 横断歩道(自転車横断帯を含む)の中及びその前後 5m以内 (当該箇所に停止線がある場合は、当該停止線から 5m以内)。ただし、長野県建築基準条例第 35 条の規定に該当する場合は、同条の規定を優先する。

イ トンネル、洞門等の前後 50m以内の部分

ウ バス停留所。ただし、停留所を表示する標柱又標識板のみの停留所の場合は、その位置から 10m以内の部分

エ バス停車帯の部分

オ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m以内の部分

カ 踏切の前後の側端からそれぞれ 10m以内の部分

キ 交差点(総幅員 7m以上の道路を交差する交差点をいう。停止線を含む。)の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m以内の部分。ただし、T字型交差点の突き当たりの部分を除く。

ク 橋の部分

ケ 横断防止柵、ガードレール及び駒止め等が設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる場合は除く。

コ 道路照明等の道路付属物、占用物件(信号機を含む。)の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設する場合を除く。

(3) 出入口の設置数は、家屋及び事業所等 1 施設について 1 箇所を原則とする。ただし、出入口を分離する必要がある特別な事情がある場合は、2 箇所までとすることができる。また、施設が道路に接する部分の長さが 50m以上あり、施設利用上やむを得ない場合で、交通安全上特に支障がないと道路管理者が認める場合にあっては、別途協議に応じるものとする。

(4) 出入口相互の設置間隔又は交差道路と隣接する箇所の交差道路との間隔は、交通の安全と混雑防止のため、5m以上とする。ただし、民家等にその所有者の自動車が出入りする場合で、かつ自家用車の出入り回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合又は土地の形状等によりやむを得ないと認められる場合は、設置間隔を 2m以上とすることができる。

(5) 出入口は、原則として車道中心線に対して直角に設置する。ただし、出入りする車両、交通の状況等により、構造上やむを得ない場合は、次項の表により車道に対して斜角 60° まで認めることができる。

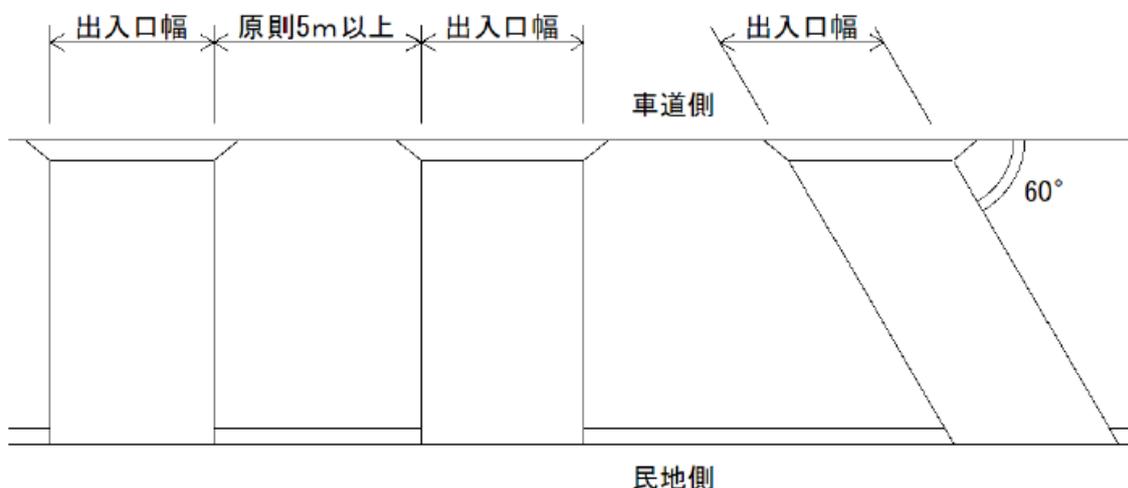
(6) 出入口の幅員は、次の表による。

区 分	直角に設置する場合の幅員	斜角 60° に設置する場合の幅員
ア 歩行者等出入口	3 m以下	認めない
イ 乗用車出入口 (一般住宅)	6 m以下 ※1の場合 8 m以下	認めない
ウ 営業目的、小型・普通貨物車等出入口	8 m以下	7 m以下
エ 大型及び中型貨物自動車等出入口	1 2 m以下	8 m以下

ただし、トレーラー又は特殊な車両が常時出入りする箇所は、利用車両の状況に応じて必要最低限の範囲において別途考慮することができる。また、一般住宅及び事業所において、

車の所有台数や駐車形態等に応じて必要最低限の範囲で別途考慮することができる。

横並び駐車場（いわゆる串刺し駐車場）を新たに設ける場合は、1辺あたり1箇所3台以内を原則とする。ただし、民家等にその所有者の自動車が入り出す場合で、かつ自家用車の出入り回数が少なく、※1 交通安全上特に支障がないと認められる場合で、かつ土地の形状等によりやむを得ないと認められる場合は協議により別途考慮することができる。



(7) 出入口の舗装構成は、車道の舗装構成と同等とし、又は次の表の舗装構成による。

アスファルト舗装

道路区分	表層工	基層工	上層路盤工	下層路盤工
	上段：材料		下段：厚さ (mm)	
幹線市道及び 特に指定する車道 (路線により舗装構成が 違うため協議が必要)	密粒度アスコン 20F 又は改質Ⅱ型 指定した厚さ	粗粒度 アスコン 20F 指定した 厚さ	粒調碎石 M-25 or M-40 指定した厚さ	再生クラッシャーラン RC-40 指定した厚さ
上記以外の 一般市道・車道	密粒度アスコン 20F 40	— —	粒調碎石 M-40 150	再生クラッシャーラン RC-40 200(原則)
歩道 (出入口除く)	細粒度アスコン 13 又は開粒アスコン 13 30	— —	再生クラッシャーラン RC-40 100	再生クラッシャーラン RC-40 150

(8) 出入口を設置にあたり既設の道路側溝等を横断する場合は、次の各号に掲げるところによる。

ア 出入口が横断する部分の側溝断面は、既存水路の側溝断面を侵し、又は流水を阻害してはならない。

イ 道路側溝布設替え等は、次の区分により行う。

(ア) 歩行者等出入口

歩道用落とし蓋式側溝に布設替えすること。ただし、歩行者・自転車の荷重に十分耐えることができ、かつ、道路面と段差のない蓋を使用する場合は、既設道路側溝に蓋掛けとすることができる。この場合、蓋はボルト等による固定、またはゴムパッキンの接着など騒音を抑制し、跳ね上がりによる事故防止を行うこと。

(イ) 乗用、小型貨物自動車等出入口

車道用落とし蓋式側溝に布設替えすること。自動車が日常、頻繁に出入りするなど利用形態によっては、道路横断用側溝に布設替えをすること。

(ウ) 営業目的、普通貨物自動車等出入口

原則として、道路横断用側溝に布設替えすること。ただし、自動車等の出入りが少ないと見込まれる場合は、協議により車道用落とし蓋式側溝に布設替えも可能とするが、側溝が破損した場合は自営工事にて管理者の指示する構造で敷設替えすること。

(エ) 大型及び中型貨物自動車等出入口

道路横断用側溝に布設替えすること。

(9) 道路側溝の布設替え等により、既設水路の側溝断面を侵し、又は流水を阻害するおそれのある場合は、既設の道路側溝と同等以上の材料を用いて、前後の影響範囲まで布設替え等を行うものとする。

(10) 土砂等が車道、歩道又はその他道路施設に流出することを防止するため、出入口の民地側には1m幅以上の舗装等を行うことが望ましい。

(11) 出入口以外の場所から自動車が出入することを防止するため、必要に応じ民地側に駒止め等を設置するものとする。

(12) 出入口から車輛乗入部以外の歩道等へ自動車が進入することを防止するため、必要に応じ、民有地側に柵等の設置をするものとする。

(13) 出入口は、地先境界ブロック等を設置し境界を明示することが望ましい。

(14) 車輛が常時出入りする事業所等の出入口の設置にあたり、本線車道の交通量が10,000台/日以上である場合、又は本線車道の交通に著しく支障となる場合は、出入りのための付加車線の設置について関係機関と協議するものとする。

(歩道等の切下げによる出入口の設置工事)

第5 歩道等の切下げ（縁石のみの切下げを含む）による出入口の設置工事については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における出入口の隅切りは、傾斜縁石部を利用することができる。なお、傾斜縁石部は出入口の幅員に含めないものとする。

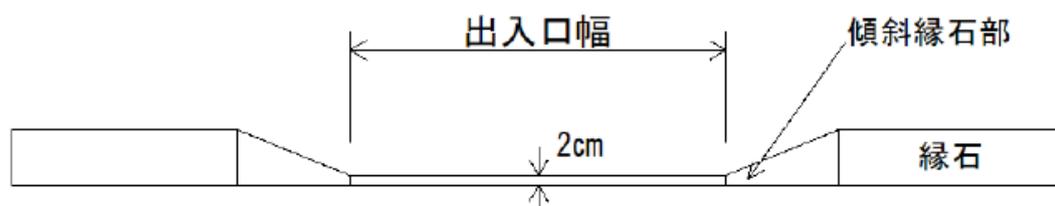
(参考図1-1)

(2) 歩車道境界の段差は、歩車道の分離並びに横断車両、歩行者及び自転車の安全な通行を考慮して2cmを標準とするが、段差0cmのセミフラット形式歩道の擦り付けブロックを使用することができる。（参考図1-1は段差2cmの場合を示す）

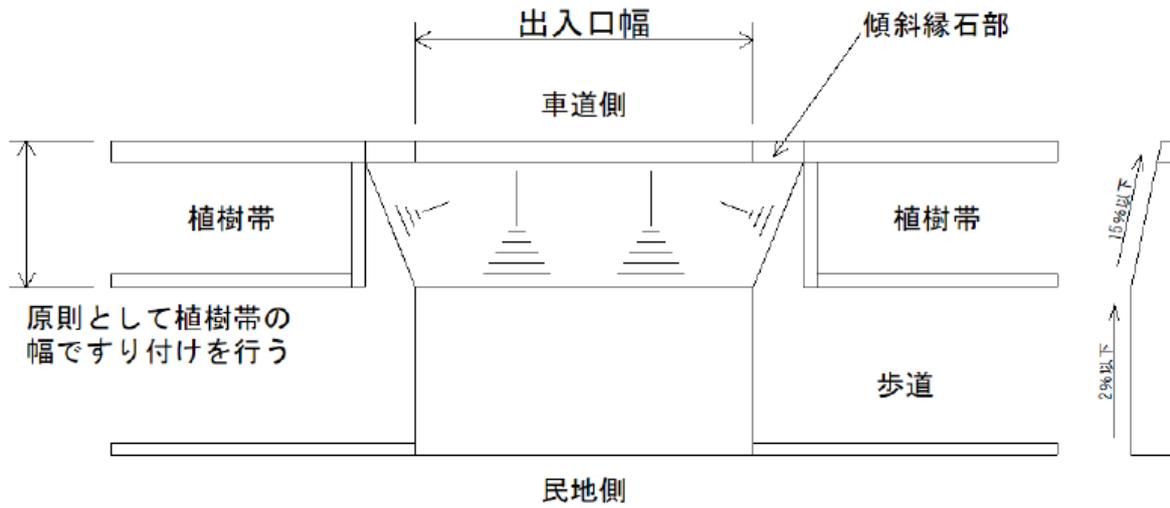
(3) マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等における出入口の擦り付けは、次の各号に掲げるところによる。

- ア 植樹帯等（路上施設帯を含む）がある場合は、当該歩道等の幅員内での連続的な平坦性を確保するため、当該植樹帯等の幅員内で擦り付けを行い、歩道等の幅員内には擦り付けのための縦断勾配、横断勾配及び段差を設けないものとする。（参考図1-2）
- イ 植樹帯等がない場合又は植樹帯等があっても前アに定める構造によることができない場合は、原則として1m以上の平坦部（横断勾配2%を標準とする部分）を連続して設けるものとする。この場合には、車いす及び乳母車を利用する者（以下「車いす等利用者」という）の安全な通行を考慮して、当該平坦部はできる限り広く確保しなければならない。（参考図1-3）
- ウ 出入口の擦り付け部の横断勾配は15%以下とする。ただし、特殊縁石（歩道等の切下げ量を少なくすることができる形状をもつ縁石）を用いる場合は10%以下とする。
- エ 歩道等の幅員が狭く前ア、イ又はウに定める構造によることができない場合は、出入口を全面切下げて縦断勾配により擦り付けるものとし、その構造は次のとおりとする。
- (ア) 擦り付け部の縦断勾配は、5%以下とする。ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがなく、沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とすることができる。（参考図1-4）
- (イ) 民地側の地盤が高いこと等により、前（ア）に定める擦り付けができない場合は、前ア、イ又はウの規定による横断勾配を併用して擦り付けることができる。（参考図1-5）
- (ウ) 道路側溝を擦り付けることにより流下能力に支障が生じるおそれがある場合は、道路側溝の前後の影響範囲まで布設替えを行うものとする。（参考図1-6）
- (エ) 隣接する出入口との間に水平区間が2m以上確保できない場合は、隣接する出入口間の歩道等の高さは、出入口の高さと同一とする。
- (4) 現況の歩道等に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている場合は、原状に復旧するものとする。なお、マウントアップ形式及びセミフラット形式の歩道等の出入口にあっては平坦部に復旧し、従前の機能を回復する。ブロックの復旧はシート式の接着剤のみで貼付けを行う仕様の製品は認めない。

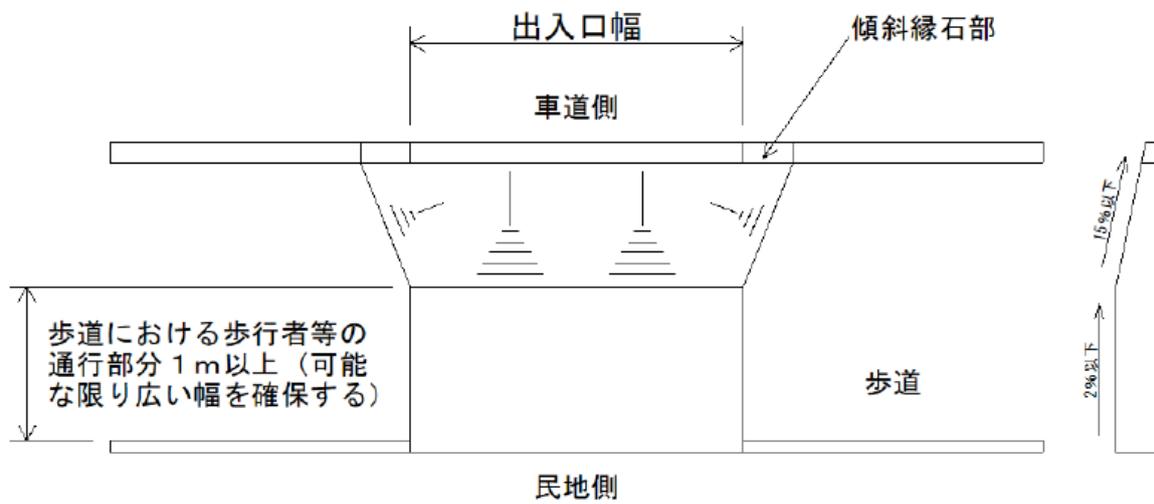
参考図 1-1 歩道切下げによる出入口設置（縁石のみの場合を含む）立面図



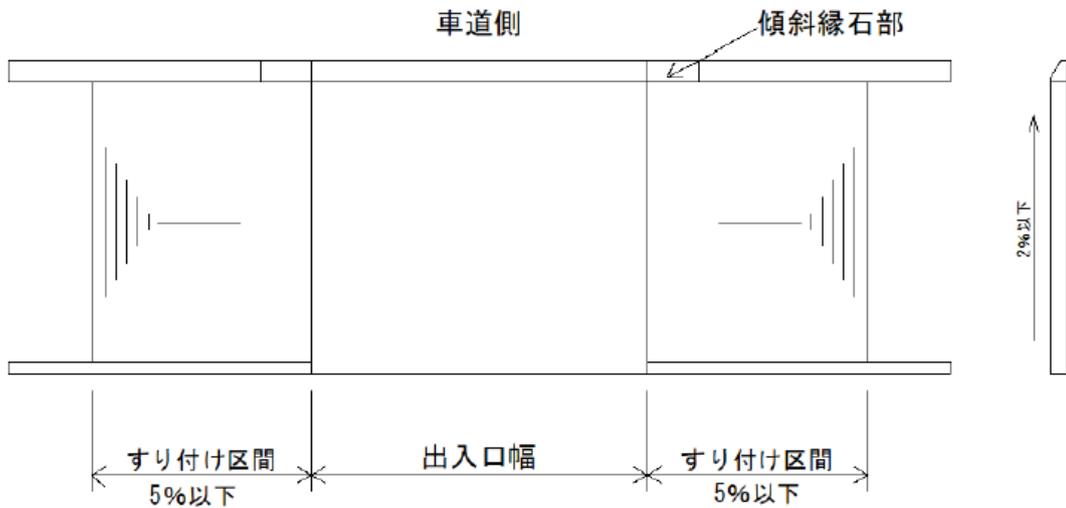
参考図 1-2 植栽帯がある場合のすり付け平面図



参考図 1-3 植栽帯がない場合のすり付け平面図

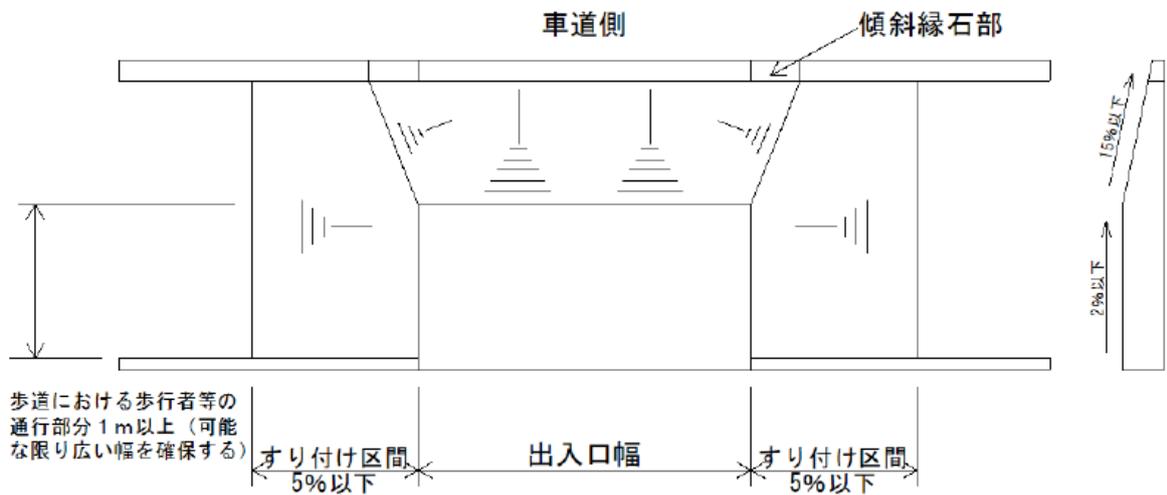


参考図 1-4 出入口全面を切り下げる場合のすり付け平面図



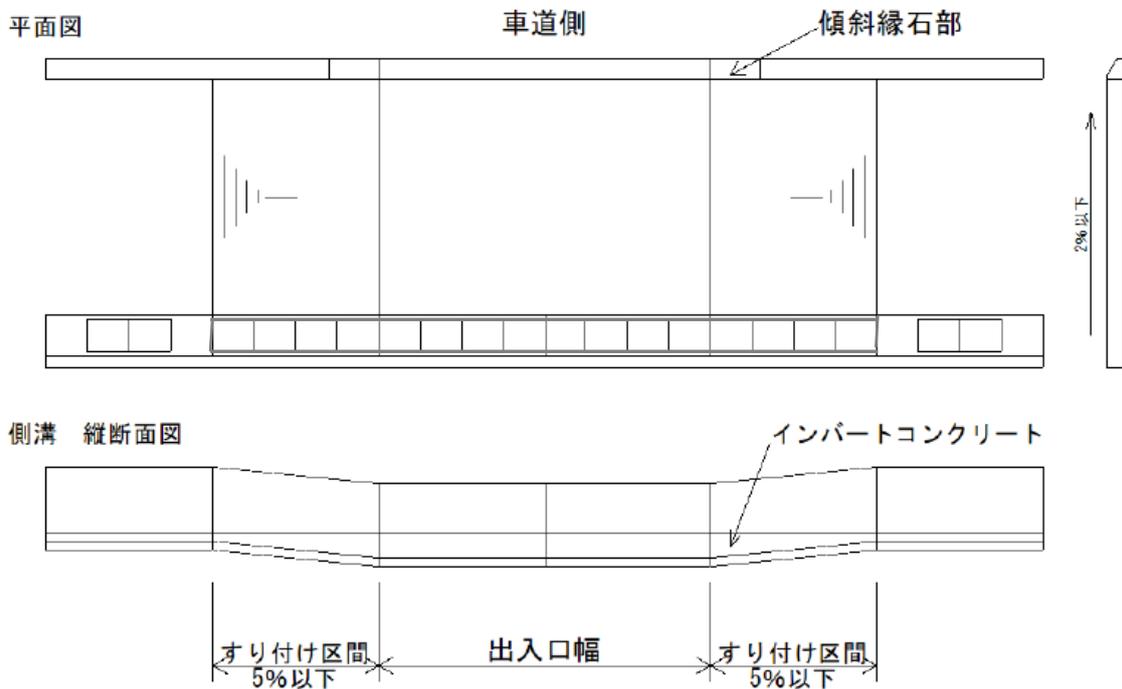
* 擦り付け区間の勾配は、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。

参考図 1-5 出入口全面を切り下げる場合（横断すり付け併用）のすり付け平面図



* 擦り付け区間の勾配は、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。

参考図 1-6 出入口の切下げに伴って側溝の敷設替えを行う場合のすり付け平面図・縦断面図



- * この場合は、既設側溝の流下能力の2/3以上を確保し、かつ、蓋をすべて取り外すことができる構造にしなければならない。
- * すり付け区間の勾配は、路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがある場合を除き、沿道の状況等によりやむを得ない場合には8%以下とすることができる。

(歩道等の切開による出入口の設置工事)

第6 歩道等の切開（縁石のみの切開を含む）による出入口の設置工事については、第4の規定によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 歩道等を切開した出入口の設置は、原則として次の各号に該当する場合に限る。

- ア 公共施設で特に出入りする交通量が多い場合。
- イ 本線車道に出入りのための付加斜線を設置する場合。
- ウ 不特定多数の人（施設利用者は含まない。）が利用する場合。
- エ 車道側から車いす等利用者の通行が見込まれる場合。

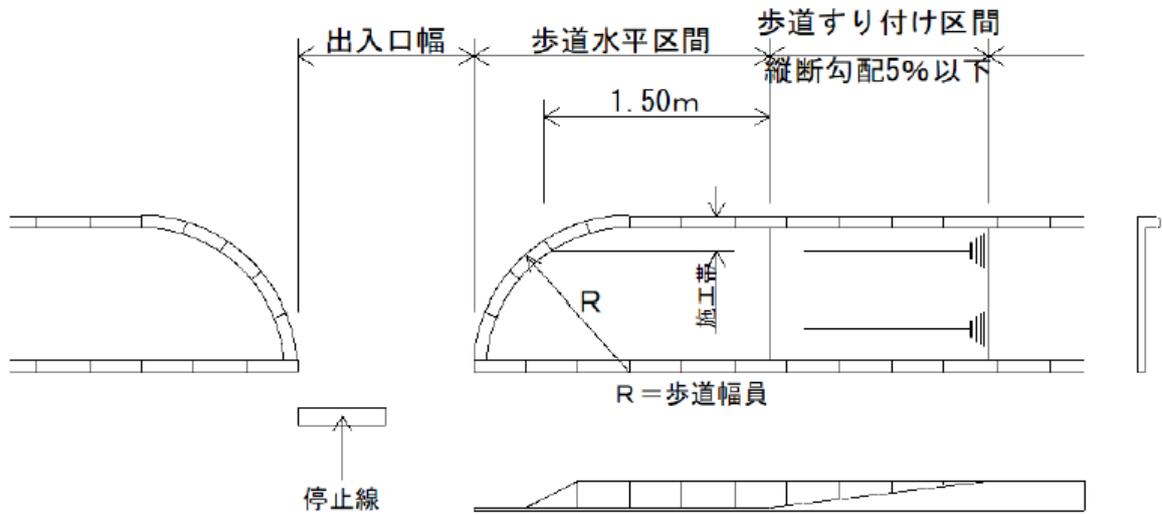
(2) 歩道等を切開した出入口の幅員は、第4(6)の規定にかかわらず、次の表によるものとする。

区分	直角に設置する場合の幅員	斜角 60° に設置する場合の幅員
ア 歩行者等出入口	認めない	認めない
イ 乗用車出入口	6 m以下	認めない
ウ 営業目的、小型・普通貨物車等出入口	8 m以下	認めない
エ 大型及び中型貨物自動車等出入口	8 m以下 ※2 特殊車両等の出入口は別途協議	認めない

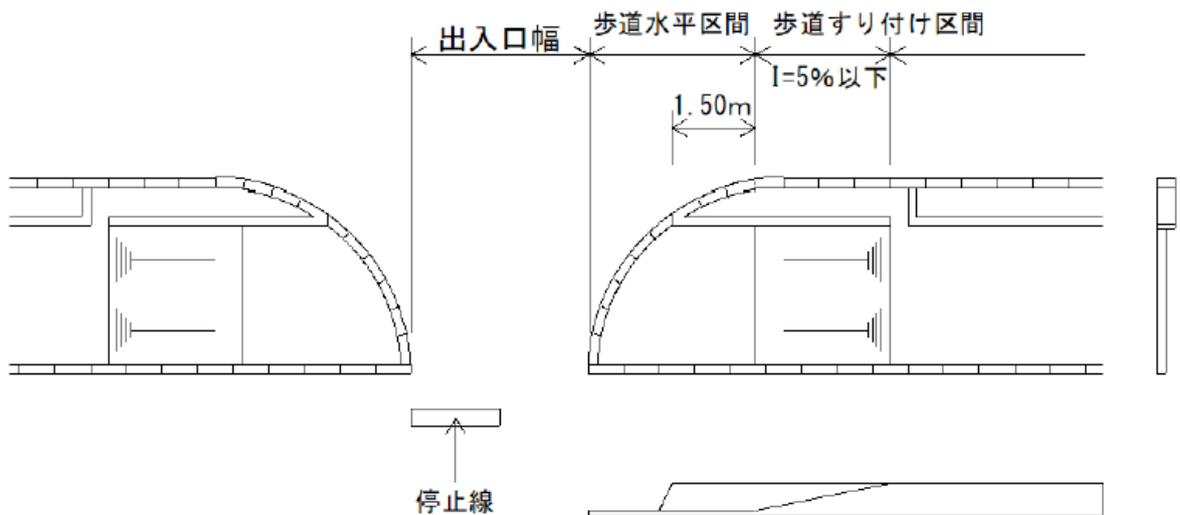
ただし、道路法第95条の2第1項の規定に基づく公安委員会の意見聴取・協議を行った場合についてはこの限りではない。また、※2 トレーラー又は特殊な車輛が常時出入りする箇所は、利用車両の状況に応じて必要最低限の範囲において別途考慮することができる。

- (3) 出入口の構造は、次の各号に掲げるものとし、参考図 2-1 及び参考図 2-2 のとおりとする。
- ア 歩道等（縁石）の巻き込み部分における歩道等（縁石）と出入口との擦り付け部の縦断勾配は、5%以下とする。
- ただし、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたすおそれがなく沿道の状況によりやむを得ない場合は8%以下とすることができる。
- イ 前アの縦断勾配と段差の間には水平区間を設けることとし、水平区間は1.5m程度とする。
- ただし、やむを得ない場合はこの値より小さい値とすることができる。
- ウ 歩道等（縁石）と出入口の段差は2cmを標準とし、身体障がい者用ブロックを使用すること。段差0cmのセミフラット形式歩道の擦り付けブロックを使用することができる。
- (4) 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていた歩道等を切開した場合は、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説（昭和60年9月）（社）日本道路協会」の歩道巻き込み部に準じブロックを設置する。ブロックの設置はシート式の接着剤で貼付けを行う仕様の場合は2液式で設置すること。シート式製品の場合について2液式以外は認めない。
- (5) 現況の道路上の区画線（外側線、中央線）、路面標示、グリーンベルトその他道路構造物は、あらかじめ道路管理者との協議により定めた方法で現状に復旧するものとする。
- (6) 歩道等を切開した出入口を設置する場合は、歩道部手前に停止線等を設置し、歩道利用者の安全を確保すること。

参考図 2-1 歩道の巻き込み部における構造（歩道等の幅員が狭い場合）



参考図 2-2 歩道の巻き込み部における構造（歩道等の幅員が広い場合）



（道路上の植樹及び移植工事等）

第7 道路上の植樹に支障がある場合は道路管理者と協議を行い、道路管理者の指示に従い適切に移植工事等を行うものとする。

（防護柵の撤去工事）

第8 出入口の設置のためを含む、防護柵の撤去工事については、防護柵が設置されている場所に地形、形状に変更があり、防護柵の撤去が社会生活上必要となった場合に限るものとし、撤去後は、交通安全上支障がない構造とする。

(1) 普通河川等への通路橋の設置に伴う防護柵の撤去にあたっては、道路からの転落を防止するため、通路橋が架かっている部分と撤去した防護柵の部分との間に隙間が開かないことと

する。

(2) 撤去した防護柵は道路管理者と協議のうえ、使用可能なものについては所定の場所に運搬することとする。